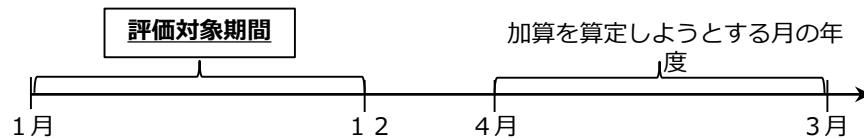


ADL維持等加算の算定要件の考え方

Step1. 加算を算定しようとする月の年度の初日（4月1日）が属する年の前年の1月から12月までの期間を「評価対象期間」（※）とする。



※ ADL維持等加算の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間

Step2. 評価対象期間に6月以上連続して利用した利用者、及び各利用者の「評価対象利用期間」等を特定する。

（各利用者について、最も早い6月連続利用がその利用者の「評価対象利用期間」、評価対象利用期間の初めの月が「評価対象利用開始月」となる。）

- 例1： 1月、3～8月、11月に利用 → 3～8月が評価対象利用期間、3月が評価対象利用開始月
例2： 1～9月、12月に利用 → 1～6月が評価対象利用期間、1月が評価対象利用開始月
例3： 1～5月、7～11月に利用 → 6月以上連続して利用した期間がないため対象外

Step3. Step2.で特定した利用者について、それぞれの評価対象利用期間で、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の算定回数より多い利用者を特定する。

Step4. Step3.で特定した利用者の集団について、以下の①から⑤がすべて満たされれば、Step1.の「加算を算定しようとする月の年度」において、当該事業所を利用する全員にADL維持等加算（Ⅰ）が算定可能。

- ① 20人以上。
- ② それぞれの評価対象利用開始月において、要介護3～5の利用者の割合が全体の15%以上。
- ③ それぞれの評価対象利用開始月において、初回の要介護認定・要支援認定から12月以内の利用者の割合が15%以下。
- ④ 評価対象利用開始月、及び評価対象利用開始月を1月目として6月目にBarthel Indexを用いてADLを評価して、両月のADLの値をサービス本体報酬の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することで厚生労働省に提出した割合が90%以上。
- ⑤ ④の各者について、6月目のADLの値から1月目のADLの値を引いたものが大きい順に並べ、上位85%を特定。それらについて、1月目と比較して6月目にADLが改善していたものを1、不変だったものを0、悪化していた場合を-1として、④で値を提出した利用者について合計したものが0以上。

※ 平成30年度の算定については、平成29年1月から12月までの評価対象期間について、Step4. ①～⑤を満たすことを示す書類を保存していれば、それを根拠として算定できることとする。

※ 提出されたデータについては、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

Step5. ADL維持等加算（Ⅰ）が算定可能な事業所で、さらに加算を算定する月において個々の利用者のADLの評価を厚生労働省に提出（※）すれば、当該の利用者について、ADL維持等加算（Ⅰ）の代わりに（Ⅱ）が算定可能。

※ 当該提出の月の属する年の1月から12月までが評価対象期間となる際には、Step4. ④によって求められるADL値の提出を兼ねるものとする。

ADL維持等加算の算定要件の考え方（例）

例：2020年4月から2021年3月までの間においてADL維持等加算を算定しようとする場合。

Step 1. 評価対象期間は2019年1月から12月。

Step 2. 評価対象期間に6月以上連続して利用した利用者（図では「カ」以外）、及び各利用者の「評価対象利用期間」等を特定。

利用者	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	評価対象利用期間において 5時間以上>5時間未満か	ADL利得
ア	45	—	—	—	—	50					—	—	○	50 - 45 = 5
イ		50	—	—	45	—	60	—	—	70	—	—	○	60 - 50 = 10
ウ		—	50	—	—	—	70	70		—	55	—	○	定義せず
エ		—	—	—		45	—	—	—	—	45		○	45 - 45 = 0
オ	60	—	—	—	50	70	—	—		—	65	—	×	70 - 60 = 10
カ	60	60	—	—	—		70	—	—	65	—		6月以上の連続利用なし。	
キ	60	—	—	—	—	40							○	40 - 60 = -20
ク			—		70	—	—	75	—	65	—	—	○	65 - 70 = -5
・														
・														

数字は当該月に測定・提出したBarthel Index。（「—」はBarthel Indexの測定・提出が行われなかったことを示す。）

緑色のセルは評価対象利用期間、赤字は評価利用対象期間開始月、青字は評価利用対象期間開始月を1月目として6月目。

Step3. Step2.で特定した利用者について、それぞれの評価対象利用期間で、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の算定回数より多い利用者を特定。（図では「ア」「イ」「ウ」「エ」「キ」「ク」）

Step4. Step3.で特定した利用者の集団について、以下の①から⑤がすべて満たされれば、2020年4月から2021年3月までの間、当該事業所を利用する全員にADL維持等加算（I）が算定可能。

- ① 20人以上。
- ② それぞれの評価対象利用開始月において、要介護3～5の利用者の割合が全体の15%以上。
- ③ それぞれの評価対象利用開始月において、初回の要介護認定・要支援認定から12月以内の利用者の割合が15%以下。
- ④ 評価対象利用開始月、及び評価対象利用開始月を1月目として6月目にADLを評価（※）して、両月のADLの値を提出した割合が90%以上（図ではア、イ、エ、キ、ク）。
- ⑤ ④の各者について、6月目のADLの値から1月目のADLの値を引いたものが大きい順に並べ、上位85%を特定。それらについて、1月目と比較して6月目にADLが改善していたものを1（図ではア、イ）、不変だったものを0（図ではエ）、悪化していた場合を-1（図ではキ、ク）として、④で値を提出した利用者について合計したものが0以上。